

○高松市補助金等交付規則

昭和54年3月31日規則第12号

**改正**

昭和58年7月29日規則第28号

昭和61年6月27日規則第29号

昭和63年3月14日規則第4号

昭和63年12月24日規則第42号

平成5年12月22日規則第48号

平成17年9月22日規則第71号

平成18年1月6日規則第2号

平成19年3月30日規則第20号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市補助金等交付規則

(目的)

**第1条** この規則は、法令その他に定めるものを除くほか、本市が交付する補助金等に関して、交付の申請、決定等の手続を定めることにより、予算執行の適正化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 本市が交付する補助金、交付金、利子補給金及び助成金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 申請者 補助金等の交付を受けて補助事業等を実施する者をいう。

(交付の申請)

**第3条** 申請者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

**第4条** 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて

実地調査等を行い、補助金等の交付の適否を決定するものとする。

(決定の通知)

**第5条** 市長は、前条の規定により補助金等の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書(様式第3号)により、その決定の内容及びこれに付する条件、指示を申請者に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

**第6条** 申請者は、補助事業等に着手したとき、及び当該事業等が完了したときは、直ちに補助事業等着手届(様式第4号)及び補助事業等完了届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が補助事業等の内容により必要がないと認める場合については、この限りでない。

(補助事業等の変更等)

**第7条** 申請者は、補助事業等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

(1) 第3条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、補助金等変更交付申請書(様式第6号)により承認を受けること(市長が認める軽微な変更の場合を除く。)

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業等中止(廃止)申請書(様式第7号)により承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けること。

2 前項第1号及び第2号の場合においては、第5条の規定を準用する。

(実績報告)

**第8条** 申請者は、補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、年間運営費補助金等に係るものについては、会計年度終了後20日以内とする。

(1) 収支決算書(様式第9号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付指令等)

**第9条** 補助金等は、補助事業等が申請のとおり完了したことを確認した後、補助金等交付指令書(様式第10号)により申請者に通知し、交付するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、当該補助事業等の着手前又は完了前に補助金等交付

指令書（様式第11号）により申請者に通知し、補助金等の全部又は一部を概算交付することができる。

3 申請者は、補助金等の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

4 申請者は、第2項の規定により補助金等の概算交付を受けたときは、前条に規定する書類を提出した日から5日以内（その期間の末日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とする。）に精算しなければならない。

（交付指令の変更）

**第9条の2** 前条第2項の規定は、第7条に規定する補助事業等の変更等に伴う交付指令の変更について準用する。

（書類等の整備）

**第10条** 申請者は、補助事業等の施行及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

（決定の取消し及び補助金等の返還）

**第11条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- （2） 補助金等を他の用途に使用したとき。
- （3） この規則に違反したとき。
- （4） 前3号に定めるものを除くほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（検査等）

**第12条** 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 申請者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

（例外規定）

**第13条** 特別の理由により、この規則により難しいものについては、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行し、昭和54年度予算において交付する補助金等に係るものから適用する。

(塩江町の編入に伴う経過措置)

- 2 塩江町の編入の日前に塩江町補助金等交付規程（昭和45年塩江町規程第2号。以下「塩江町規程」という。）第4条の規定により交付の決定がなされた補助金の取扱いについては、市長が別に定めるものを除くほか、この規則の規定にかかわらず、塩江町規程の例による。

- 3 塩江町規程第3条の規定により提出された補助金交付申請書であって、塩江町の編入の日の前日までに塩江町規程第4条の規定による決定がなされていないものについては、第3条の規定により市長に提出された申請書とみなす。

(牟礼町、庵治町、香川町及び国分寺町の編入に伴う経過措置)

- 4 牟礼町、庵治町、香川町及び国分寺町の編入の日（次項において「編入日」という。）前に次の各号に掲げる規定による交付の決定がなされた補助金については、市長が別に定めるものを除くほか、この規則の規定にかかわらず、当該各号に掲げる規則又は規程の例による。

(1) 牟礼町補助金等交付規程（昭和56年牟礼町規程第3号）第4条

(2) 団体に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和48年庵治町規則第3号）第7条第1項

(3) 香川町補助金等交付規程（昭和42年香川町規程第6号）第4条

(4) 国分寺町補助金等交付規則（平成12年国分寺町規則第2号）第4条

- 5 次の各号に掲げる規定により提出された補助金の交付に係る申請書であって、編入日の前日までに当該各号に掲げる規定による決定がなされていないものについては、第3条の規定により市長に提出された申請書とみなす。

(1) 牟礼町補助金等交付規程第3条 同規程第4条

(2) 団体に対する補助金等の適正化に関する規則第6条第1項 同規則第7条第1項

(3) 香川町補助金等交付規程第3条 同規程第4条

(4) 国分寺町補助金等交付規則第3条 同規則第4条

**附 則**（昭和58年7月29日規則第28号）

この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

**附 則**（昭和61年6月27日規則第29号）

この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

**附 則**（昭和63年3月14日規則第4号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和63年12月24日規則第42号）

この規則は、昭和64年2月1日から施行する。

**附 則**（平成5年12月22日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年9月22日規則第71号）

この規則は、平成17年9月26日から施行する。

**附 則**（平成18年1月6日規則第2号）

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日規則第20号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第8条関係）

様式第10号（第9条関係）

様式第11号（第9条関係）